

業務指示書

ミャンマー国都市再開発手法にかかる情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年10月21日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第一課 大野 忠伸 Ono.Tadanobu@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年10月26日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

- ()認めません。
()認めます。

(○)認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

()者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

()協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員とともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1／2まで補強を認めます。

2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3／4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の用員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

方の補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：都市開発に関する各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強することは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／都市再整備事業計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：都市開発関連業務
- 2) 対象国又は同類似地域：ミャンマー 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 都市開発法制度】

- 1) 類似業務の経験：都市開発関連業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 再開発事業スキーム】

- 1) 類似業務の経験：都市開発関連業務
- 2) 対象国又は同類似地域：評価せず
- 3) 語学力：語学評価せず
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限： 2015年10月30日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
() 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

() 本案件については、滞在期間中の不慮の事故等に備え、「救急医療センター（Centre Prive d' Urgence :CPU）」登録料として、同國滞在期間中1人当たり月額35ユーロ相当額を「雑費」として計上することができます。

(O) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(MMK1 = 0.094 円 , US\$1 = 119.77 円 , EUR1 = 134.67 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(O) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、
上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、
プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者の
アドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
条件等は、以下のとおりです。

- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
- b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
- c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／都市再整備事業計画

都市開発法制度

再開発事業スキーム

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

8.00 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年11月16日(月)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。
①コンサルタント等の法人としての経験・能力
②業務の実施方針等
③業務従事予定者の経験・能力
④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式》規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式》調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
ミヤンマー国都市再開発手法にかかる情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価	(30.00)	
①業務主任者の経験・能力 総括／都市再整備事業計画	(30.00)	(12.00)
ア) 類似業務の経験	12.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	6.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(12.00)
カ) 類似業務の経験	—	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—	1.00
ク) 語学力	—	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	—	2.00
コ) その他学位、資格等	—	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(6.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	—	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 都市開発法制度	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 再開発事業スキーム	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等	5.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

別紙

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

ミャンマーでは、2011年 の民政移管以降の急速な経済成長に伴い、都市域の人口増加が顕著である。流入人口に対して居住可能な住宅数や供給量は大幅に不足している。老朽化に伴う既存住宅の更新需要が控えているなか、適切な住宅供給がなされない場合には、不法占拠やスラム化といった社会問題に直面することが予想されている。都市開発及び住宅開発を所管する建設省 (Ministry of Construction: MOC) は、テインセイン大統領が掲げる低所得者層向けの住宅供給を最重要課題と位置づけ、都市域における宅地開発や低～中所得者層を対象とする住宅供給に向けた施策作りに取り組んでいる。住宅法の制定や住宅ローン拡充に向けた制度改善等を通じ、膨大な住宅需要に応えるための、制度基盤づくりを行っている。建設省は、直接住宅を供給する側 (provider) から住宅政策 (policy maker) 側に役割を移行し、同政策に基づく住宅供給が各市・タウンシップにより促進されるような体制作りへの移行を図りつつある。政策作りにおいては、低所得者層から中高所得者層向けの幅広い所得レベルに適した住宅を供給するための方策や、地域の気候や自然条件に即した建築基準等の制度設計が必要とされており、大量供給を実現するための効果的な資金調達や公営賃貸の仕組み作りの整備も必要とされている。

ヤンゴン地域政府が 2013 年 5 月に閣議承認したヤンゴン都市圏戦略的開発マスターplan (the Strategic Urban Development Plan of the Greater Yangon: SUDP) によると、2014 年時点で 521 万人 (人口センサス、2014 年) を抱えるヤンゴン市は、2040 年には 1,000 万人を超えるとの予測があり、今後、約 132 万戸の住宅供給の必要性が見込まれている。SUDP では都市鉄道を中心とするモビリティの確保と、人と環境に優しい住環境基盤整備、公共交通整備の構築の必要性が提案されており、同計画に沿った社会基盤インフラの整備が必要とされている。

旧首都であるヤンゴン市内には、ネピドーへの首都移転後も中央政府官庁が保有する土地や施設、公務員宿舎が残されており、保有施設の老朽化への対応や都市再開発を通じたヤンゴン都市圏の住環境改善に向けた土地の利活用が政策的な課題である。

国土交通省は、ミャンマー政府に対し住宅政策の分野で協力を開始し、ハイレベルでの政策的対話をを行っている。また、株式会社国際協力銀行 (Japan Bank for International Cooperation: JBIC) は、都市開発推進に向けたミャンマー・プロジェクト開発促進会社 (Myanmar Project Promoting Vehicle: PPV) 設立にかかる覚書 (Minute of Understanding: MOU) を 2015 年 1 月に締結し、都市開発に関する日本企業の関連技術の海外展開及びかかる都市開発事業への日本企業の投資の促進に向けた検討を進めている。国土交通省及び JBIC は協力して、段階的な住宅都市再開発に向けた優先開発地区にかかる開発ビジョンを策定中である。

本調査では、上述の国土交通省及び JBIC と協力・連携して行うこと予定である。これまでに JICA が協力した SUDP や上水道や鉄道等のインフラ整備事業の協力実績を踏まえ、さらには今後の社会基盤インフラ整備への協力も念頭におき、段階的都市再開発に向けた対象地域の既存状況の把握と公有地再開発を契機とする都市空間作りに向けた都市住宅政策への提言のための分析を行うことを目的とする。

2. 業務の目的

(1) 業務の目的

ヤンゴン都市圏の持続可能な開発に寄与するため、ヤンゴン都市圏開発マスターplanを踏まえて、ミャンマー政府が保有する土地の段階的都市再開発の促進に向けた対象地域の既存状況の把握と公有地再開発を契機とする都市空間作りに向けた都市住宅政策への提言のための分析を行うことを目的とする。

(2) 受益者

ヤンゴン市民(約 510 万人)及び周辺地区住民

(3) ミャンマー政府側カウンターパート機関

建設省都市住宅開発局(Department of Urban and Housing Development: DUHD, Ministry of Construction: MOC)をカウンターパート機関とする。

3. 業務対象地域

業務対象地域は SUDP で定義されているヤンゴン都市圏とする。

具体的な政府保有地は、ヤンゴン市内の 9 か所(合計面積 516.8 エーカー: 約 2.1km²)を想定する。具体的な場所及び各土地の面積については、受注者に対して開示する。

4. 業務の範囲

本業務受注コンサルタント(以下「コンサルタント」とする)は「2. 業務の目的」を達成するために「5. 業務実施上の留意点」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項を実施し、「7. 成果品」に示す報告書を作成する。

5. 業務実施上の留意点

(1) 本調査の位置付け

本調査では、具体的な対象としてミャンマー政府保有の公務員住宅地区の住宅都市再開発需要に関する情報収集・確認調査を通じて、公有地再開発にふさわしいコンセプトの検討及び対象地区的土地プロファイル作成を踏まえ、モデルとなる地区再開発計画を提案するための情報収集及び分析を行うことを目的としている。

本調査の前提として、2013 年 5 月にヤンゴン地域政府の閣議で承認された SUDP の開発ビジョンを参照するものとし、SUDP の策定過程で用意された GIS データを最大限活用するものとする。

また、日本における都市再開発手法の事例と直近の海外資本及びミャンマー資本によるヤンゴン市内の再開発事例を踏まえ、ミャンマーに対し適用可能な都市再開発スキームについて、海外インフラ輸出を念頭に、特定の地区再開発を事例として検討を深めるものとする。

(2) ミャンマー側の実施体制

本調査では、ミャンマーにおける都市・住宅開発政策を所管する官庁である建設省都市住宅局(DUHD, MOC)をカウンターパート機関とする。DUHD に加えて、当該地区が位置するヤンゴン市の上下水道・都市排水・道路整備等の都市インフラ整備を担うヤンゴン市開発委員会(Yangon City Development Committee: YCDC)と市内に存置する歴史的建造物の保全と持続可能な都市計画について YCDC に助言を行なっている NPO 法人ヤンゴンヘリテージ財団(Yangon Heritage Trust: YHT)を関係機関とし、DUHD との協議を踏まえて関係機関との意見聴取や議論を行うものとする。

(3) 日本側の実施体制

国土交通省都市局は、海外の都市開発プロジェクトに開発初期段階から関与することを通じて、都市開発に関する本邦企業の関連技術の海外展開及びかかる都市開発事業への本邦企業の投資促進を検討している。同局は現在、ヤンゴン市内の開発事業を対象として、開発許可取得や投資許可取得等にかかる都市プロジェクト・関連制度の提言を取りまとめに関する調査を実施している。

また JBIC は、ミャンマー政府保有の公務員住宅地区に関する段階的な都市開発の提示と日本企業による投資判断の参考とするための調査を実施している。

本調査では、これら国土交通省及び JBIC を関係機関として、定期的な協議の場を設定し、双方

の調査の進捗について情報共有と意見交換、さらには調査成果の摺合せを行いつつ、進めるものとする。

また、官民一体での海外での環境共生型都市開発事業の推進を目的として設立された一般社団法人海外エコシティプロジェクト協議会（J-CODE）が設置するミャンマーワーキンググループに対し、JICA の指示のもとに本調査の進捗及び成果を共有し、ミャンマーの都市再開発における本邦企業の関心分野や技術活用等について議論を行い、意見聴取を行うものとする。

（4）日本の地方自治体の知見・経験の活用

ミャンマー政府は日本の都市開発の経験について高い関心を示しており、2013年3月及び2014年11月にはヤンゴン市長が来日し、柏の葉キャンパスや富山市の再開発事例等を視察しているほか、2015年7月には建設大臣とヤンゴン市長が来日し、渋谷駅再開発や赤羽台住宅団地の再開発事例を視察している。“コンパクトシティ”や“環境未来都市”といった日本のこれから都市の在り方の実践とノウハウとともにそれを実現するための実施体制や金融スキームについても関心を有しております、ミャンマーに適した都市再開発・住宅開発を促進したいとの強い希望を持っている。

本業務では、我が国の自治体・各都市における様々なコンセプトや再開発事例、それらの実現を可能とした国と地方の連携やコミュニティの活動等についても留意し、実現性の高いミャンマーにおける公有地再開発コンセプトの検討を行うことに留意する。

（5）調査対象範囲とモデル計画の対象地区について

調査対象範囲はミャンマー政府保有のヤンゴン市内の住宅地区とし、概況を把握するための調査を行う。SUDP の都市開発ビジョンと、本調査を通じた関係者との協議・検討結果を踏まえ、モデルとなる計画策定に適した地区を選定する。モデル計画策定の節目では検討プロセスをミャンマー側関係者及び本邦関係者とそれぞれ共有する体制を確保し、議論や意見交換を通じて、民間デベロッパーや自治体、NPO 等の意向を勘案するものとする。

具体的なモデル計画対象地区の開発計画にかかる妥当性及び資本の効率性等の確認は、別途関心を有する本邦法人がフィージビリティスタディを実施することを前提とし、本調査では、より良い都市作りに向けたミャンマー側と議論を進めるための現状の把握、都市再開発手法のコンセプト提示と、モデル計画対象地区の事業概要にかかる概要案の作成までを対象とする。

6. 業務の内容

上記「5. 業務実施上の留意点」を踏まえつつ、本調査の背景及び目的を十分把握の上、以下の業務を行う。ただし、以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合には、理由を付してプロポーザルにて提案する。

6-1. 事前準備及びインセプションレポートの説明・協議

（1）業務実施計画の検討

既存の関連資料・情報・データを整理し、業務実施に関する基本方針、方法、項目と内容、実施体制、スケジュール等を検討する。

それらを踏まえ、インセプションレポートを作成し、内容に関し JICA の承認を得る。

（2）インセプションレポートの協議

カウンターパート機関並びに関係機関とインセプションレポートの協議を実施する。

6-2. 都市開発の現状、課題の整理

対象地域の現況把握を目的とした、地域開発、都市計画・都市開発に係る既存計画・調査結果の収集、レビュー、現地踏査を行う。特に、「ヤンゴン都市圏開発マスター・プラン」やヤンゴン都市圏開発に関連する各種調査を通じて基本情報は整理されていることを踏まえ、不足する情報について必

要に応じて補足調査を行うこととし、効率的に現況把握を行う。

併せて、ヤンゴン市及び周辺地区の都市基盤インフラ整備関連プロジェクトについて、官民を含めた事業実施機関(MOC 以外が実施主体の場合)、事業規模、財源、事業進捗、留意点等を確認する。

- (ア)建設省による都市開発計画の状況、進捗、課題の把握
- (イ)ヤンゴン市開発委員会による都市開発計画の状況、進捗、課題の把握
- (ウ)都市開発、住宅開発にかかる民間企業(外資を含む)の動向、投資活動の把握

6-3. 都市計画法・建築基準等の法制度等に関する調査

ミャンマー政府の都市開発関連法規に関する進捗状況の把握を目的として、都市開発法及び住宅開発法の制定にかかる進捗状況、関連する建築基準、ガイドラインの整備進捗状況について、情報収集と課題の把握を行う。

調査に当たっては、国土交通省が実施した「平成26年度 ODA対象国への建設企業等の海外展開促進に向けた建設市場の現状調査」報告書の内容をレビューし、同報告書の「添付B:ミャンマーにおける建設・不動産分野の法律・制度整備状況に関する報告書」をよく確認したうえで、不足する情報について現地調査にて確認する。さらには、都市・地域開発計画法案の準備状況については国土交通省がミャンマー政府と2015年8月に実施した「日緬の都市計画分野に関するプロフェッショナルミーティング」において具体的に検討・議論されていることを踏まえ、同内容をMOCから取得・レビューの上、不足する情報にかかる必要な補足調査を行うこととし、効率的に現況把握を行う。

- (ア)都市計画法・建築基準等にかかる関連法制度の整備内容、進捗の確認
- (イ)土地取引に関する法制度、各種規制、手続きの確認

6-4. ヤンゴン市内の公有地再開発にかかる開発コンセプトの検討にかかる調査

上記6-2及び6-3の成果を踏まえ、都市計画及び都市再開発における現状の問題点及び将来計画にかかる制約条件及び課題の整理を踏まえ、ヤンゴン市内の公有地再開発にかかる開発コンセプトの検討を行う。

開発コンセプトの検討に当たっては、複数の開発シナリオを選択肢として用意したうえで、ミャンマー側関係者及び日本側関係者と協議し、目指すべき開発コンセプト像を検討する。併せて、公有地再開発が客観的に評価可能となる目標値及び指標について検討し、開発事業の実施前後の事業評価のためのベースライン設定を方針に含めることを想定する。

コンセプトを構成する基本的要素について、想定される内容についてプロポーザルにて提案すること。開発コンセプトの内容について、ある程度理想的なものとなることを想定するが、ミャンマーの経済状況・発展段階に応じた相応のレベル感であることが必要であることに留意されたい。調査の結果、プロポーザル時と異なるコンセプトの提案を行うことは妨げない。

- (ア)日本における公有地再開発、企業不動産再開発事例のレビュー
- (イ)ミャンマーにおける都市再開発事例のレビュー
- (ウ)住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針
- (エ)都市機能増進施設の立地を誘導すべき施設に関する基本的な方針
- (オ)再開発対象地区における住民移転に関する基本的な方針
- (カ)公有地再開発推進に適した公民連携に関する基本的な方針
- (キ)公有地再開発推進に適した金融・税制に関する基本的な方針
- (ク)公有地再開発推進に適した建築法規に関する基本的な方針
- (ケ)立地適正化、誘導すべき都市機能、公民連携、金融スキームを踏まえた、公有地再開発コンセプトの検討

6-5. 対象地区の概況にかかる調査(ヤンゴン市内9地区を対象)

ヤンゴン市内のミャンマー政府保有地について、再開発に必要なインフラの検討にあたり、対象地区及び周辺地区を含む都市住環境及び関連施設の配置状況について把握することを目的として、

現況調査と分析を行う。現状の把握を示すことを主目的とし、幅広い項目について概観することを成果とする。分析には、住環境、都市交通、社会基盤インフラ、公共施設、主要商業施設を含めるものとする。対象地区の概況にかかる調査については、現地再委託を可とする。ヤンゴン都市圏開発マスターplanで作成されたGISデータ(1万分の1)を活用し、調査結果については視覚的に示すよう工夫を行う。土地利用状況については、ヤンゴン都市圏開発マスターplanで取得した2013年の衛星写真をベースとし、土地利用・建物の現状を把握する。併せて、可能な範囲で土地利用の管理状況を把握する。

ヤンゴン都市圏開発マスターplanの社会・経済フレームワークと策定した空間計画に基づき、各地区における公共サービス・社会基盤インフラ(道路、上下水、電力、等)の必要量を算定する。SUDPで提示された地区ごとの人口予測及び関連調査のインフラ需要予測を参考し、対象地区的社会基盤インフラ需要の推計と将来の需給ギャップについて分析を行う。

現地調査を通じて対象地区的住民に対して、誤った開発事業のメッセージを与えないよう、調査の進め方については細心の注意を払うものとし、みだりに対象区域への立ち入り調査等を行わないこと。特に対象地区居住住民との接触や意見聴取、現地踏査については、事前にJICAと調査方針及び内容について確認を行うものとし、必要最小限とする。

対象地区等の土地情報については守秘義務を専守し、再委託の発注方法に際しても、指示内容の表現ぶりに注意すること。

- (ア) 対象地区的概況、既存施設状況・居住状況の把握(現地再委託)
- (イ) 対象地区的周辺インフラ整備状況の把握(現地再委託)
- (ウ) 対象地区的インフラ需要の予測(ボリュームスタディ)
- (エ) 対象地区的環境・社会影響フレームワークの作成

プロポーザルにて、本調査で実施すべき具体的な内容、項目、調査方法、スケジュールについて、効率的な実施を念頭に提案すること。

6-6. ヤンゴン市内の都市開発に伴う住民移転にかかる事例収集、課題分析、教訓の抽出

ヤンゴン市内の都市開発事業や社会基盤インフラ事業に伴い生じた住民移転事例を収集し、告知の方法や住民説明会の実施状況、補償基準にかかる交渉経緯、補償水準、移転先への支援の有無、実施主体による住民移転対応の差異等、実施プロセス及び補償内容について把握のうえ、教訓を抽出する。多民族国家に対する配慮やジェンダー配慮、障害者配慮等の必要性についても留意すること。住民移転にかかる事例収集調査については、現地再委託を可とする。

ミャンマーの開発状況を勘案した再開発事業促進に向けた公民の役割分担に関して、関係機関へのヒアリング・意見交換を通じて、十分な検討を行うこと。

併せて、今後の都市再開発にあたり、配慮すべき環境社会影響評価項目、現地調査の内容・実施方法等について検討する。

- (ア) 住民移転にかかる関連法制度の進捗、課題のレビュー
- (イ) ミャンマーにおける開発行為に伴う住民移転の事例収集、課題分析、教訓の抽出
- (ウ) 官公庁及び民間開発主体による住民移転対応の役割分担事例の把握、教訓の抽出
- (エ) 住民移転計画策定のための、現地調査の内容・実施方法等についての把握

6-7. 公有地再開発にかかるモデル計画にかかる調査

公有地再開発の開発コンセプトで検討された意義やふさわしい役割と機能等を踏まえ、対象地区的現況把握及び比較分析結果を踏まえ、優先的に開発することが望ましい、または開発効果の高い3地区程度を対象として、具体的再開発事業の内容についてモデル計画を検討する。対象地区的選定については、ミャンマー側及び日本側関係者との協議を踏まえて決定する。

この段階において、国土交通省及びJBICの調査成果等について、これまでの協議結果等を踏まえて取り入れることに留意する。

併せて、ヤンゴン市及び周辺地区の都市基盤インフラ整備関連プロジェクトについて、官民を含

めた事業実施機関(YCDC 以外が実施主体の場合)、事業規模、財源、事業進捗、留意点等を確認する。事業計画はタイムフレームワークに落とし込み、事業完成に向けたスケジュール感が概観できることを念頭に置くものとする。

モデル計画の策定プロセスにおいては、SUDP で示された開発像や最近の経済成長、産業開発や、対象地域の周辺環境、土地利用計画の進捗等を反映し、多様な都市開発ニーズを包括的に達成しうるアイデアを組み合わせた複数のシナリオを提案しつつ、協議や意見聴取の結果を踏まえて策定の検討を進めるものとする。

また、開発対象区域内の住民移転について留意の上、ケースによっては複数地区の一体再開発によるより効率的かつ効果的な都市再開発の実現も想定されるところ、対象となる土地の規模と事業規模を踏まえ、段階的再開発や住民移転の実施プロセスについても十分に考慮におくこと。公有地再開発のコンセプトを改めて確認の上で、実現可能な事業内容について提案するものとする。

- (ア)建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する事業概要の概略検討
- (イ)ODA を通じた海外都市開発に関連した公共施設整備のあり方の概略検討
- (ウ)モデル計画対象地区におけるインフラ開発計画及び事業計画案の概略検討
- (エ)モデル計画対象地区の初期環境影響評価(IEE)の作成
- (オ)事業推進に向けた提言のとりまとめ

6-8. 結論と提言

本調査の全体的な結果、留意事項等を含む、必要な提言を取りまとめる。

6-9. ファイナルレポートの作成・説明・協議

業務全体の成果をファイナルレポートとしてとりまとめ、カウンターパート機関と説明・協議を行い、基本的了解を得る。ファイナルレポートは、カウンターパート機関からのコメントを反映したうえで製本し、JICAに提出する。

7. 成果品

次に示す報告書を作成し JICA に提出する。各報告書のカウンターパート機関への説明、協議に際しては、事前に報告書(案)を作成し JICA に提出及び説明のうえ、その内容について了承を得るものとする。報告書(案)を事前に確認するための十分な時間的余裕を見込むこと。各報告書の内容に修正が生じた場合は、速やかに対応を図ったうえでカウンターパート機関へ提出及び説明を行うものとする。なお、本契約における最終成果品は、ファイナルレポートとする。

(1) 報告書

1) インセッションレポート (IC/R)

記載事項:業務実施に関する基本方針、方法、内容、実施体制、作業工程、等

提出時期:業務開始後 15 日以内

部数:英文 25 部(うち、ミャンマー政府へ 20 部)、和文 10 部(すべて簡易製本)

電子データ:上記報告書の PDF

2) プログレスレポート(PR/R)

記載事項:調査対象地区の現況把握、分析、開発課題の分析結果

提出時期:業務開始後 3 カ月を目途

部数:英文 25 部(うち、ミャンマー政府へ 20 部)、和文 10 部(すべて簡易製本)

電子データ:上記報告書の PDF

3) ファイナルレポート(F/R)

記載事項:本業務の全体成果

提出時期:業務開始後 6 カ月を目途

部 数:英文 25 部、英文要約 25 部(うち、ミャンマー政府へ各 20 部、和文 10 部)(すべて
製本)

電子データ:CD-R 3 部(うちミャンマー政府へ 1 部)

インセプションレポートを除く各レポートの巻頭には10ページ程度にとりまとめた要約を含めることとする。ファイナルレポートの体裁については各要約の冒頭にページの色を変えた調査結果の概要表を含めること。

なお、カウンターパート機関及び関係機関との円滑な協議の促進を目的として、必要に応じて、プレゼン資料や概要版を作成すること。各種配布資料の作成に必要な費用については、本見積もりに含めるものとする。モデル地区 3 地区については、具体的開発イメージを共有することが可能な、開発模型もしくは同等の CG 図面を作成することを想定する。開発模型もしくは CG 図面作製にかかる再委託を可とする。

(2) その他の提出物

1) 議事録等

カウンターパート機関との調整会議、各報告書説明・協議に係る議事録(M/M)を策定し、JICA に速やかに提出する。また、JICA 及びコンサルタントが主催する関連会議・検討会における議題、出席者、質疑内容等、をとりまとめ、10 日程度のうちに JICA に提出すること。JICA ミャンマー事務所におけるミーティングについても、同様とする。

2) 業務計画書

本調査開始時に、業務実施方針等の計画書を作成し、JICA に提出する。

記載事項:共通仕様書の規定に基づく

提出時期:契約締結後 15 日以内

部数:和文 1 部(簡易製本)、電子データ(様式指定なし)

3) 調査活動業務報告書

JICA の規定により、調査業務日誌を添付した月例の業務報告を翌月 5 日までに JICA に提出する。

4) プrezentation資料

本調査の概要及びモデル事業計画の概要をまとめた資料をファイナルレポートの内容に即して作成し、JICA に提出する。具体的な開発イメージを関係者間で共有することを容易にするため、CG もしくは模型を用いて作成する。

提出時期:ファイナルレポートの提出時

部数:一式

5) 収集資料

本調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、可能な限り電子データにて収録し、JICA 様式による収集資料リストを添付のうえ、JICA に提出する。

6) デジタル画像集

本調査を通じて記録した写真をデジタル画像集として収録内容し、提出する。内容については、調査の全体像が把握できるよう、①対象サイトの現状が明確に把握できるもの(調査対象サイト、既存施設及び周辺の状況、地形等)、②類似案件の状況(先方政府、他ドナー等の実施した案件、過去に我が国が実施した案件等)、③現地の生活状況又はボトルネックの現状等を収め、案件実施前後の状況と比較できるようにするとともに、簡単なキャプションをつける。な

お、提出にあたっては「デジタル画像記録表」を作成し、画像集に添付する。

写真の著作権については JICA に帰属するものとし、広報用素材として JICA の各種媒体への活用が想定している。

提出時期:ファイナルレポート提出時

部数:CD-R 1枚(デジタル画像 50 枚程度／jpeg ファイル形式)

7) 業務実施報告書

最終報告書(調査結果を中心として記述)には記載されない業務実施上の工夫、技術移転の内容、提案された計画の具体化の見込み等について、記録として残しておくための報告書を作成し、履行期限内に JICA に提出する。

記載事項:

- ① 最終報告書の概要
- ② 活動内容(調査)
 - ・調査手法、調査内容等を業務フローチャートに沿って記述
- ③ 業務実施運営上の課題・工夫・教訓(技術移転の工夫、現地活動体制等)
- ④ 調査業務の内容にかかる提言
- ⑤ 添付資料
 - ・業務フローチャート
 - ・業務人月表
 - ・調査用資機材等取得明細表(引渡リスト含む)
 - ・会議記録等
 - ・収集資料リスト
 - ・その他調査活動実績

提出時期:業務終了時

部数:和文 3 部(簡易製本)

8) その他

上記の提出物のほかに、JICA が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

(3) 成果品の仕様

インセプションレポート、インテリムレポートは原則として簡易製本とし、ファイナルレポートは製本とする。報告書類の印刷、電子化(CD-ROM)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照すること。

第3 業務実施上の条件

1. 業務の工程

本調査に係る業務工程計画の概要は次によるものとする。2015年11月下旬に開始し、遅くとも11月下旬より現地調査を開始する。約6ヶ月後の2016年5月下旬を終了の目途とする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成

(1) 業務量の目途

総計 約 19.9M/M

(2) 業務従事者の構成

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務行程を考慮の上、より適切な団員構成がある場合、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。

- 1) 総括／都市再整備事業計画（2号）
- 2) 都市開発法制度（3号）
- 3) 再開発事業スキーム（3号）
- 4) インフラ整備計画
- 5) 環境社会配慮／住民移転
- 6) 建築計画
- 7) 施設計画

3. ミャンマー政府の便宜供与

特に無し。

4. 参考資料(以下に示す各リンク先から入手可能。)

- ・ ヤンゴン都市圏開発プログラム形成準備調査(ヤンゴン都市圏開発マスターplan) (JICA)
和文要約:<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000011287.html>
和文本文:現状編 <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000011288.html>
和文本文:計画編 <http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000011289.html>
- ・ ヤンゴン都市圏開発プログラム形成準備調査フェーズⅡ (JICA)
和文要約:<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014049.html>
和文本文:<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000014050.html>

5. 閲覧資料

本業務に関する以下の資料の閲覧については、JICA 東南アジア・大洋州部東南アジア第四課 (TEL:03-5226-9034) にご連絡下さい。

- ・ 平成 26 年度 ODA 対象国への建設企業等の海外展開促進に向けた建設市場の現状調査報告書(国土交通省)
- ・ 日緬の都市計画分野に関するプロフェッショナルミーティング 実施報告概要資料(国土交通省)

6. 調査用機材の調達

コンサルタントは、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案する。

7. 再委託(現地・国内)

本指示書中に明記されている「対象地区の概況にかかる調査」(現地)、「ヤンゴン市内の都市開発に伴う住民移転にかかる事例収集」(現地)、「開発模型もしくは CG 作成」(現地・国内)については、当該業務について経験・知見・ノウハウを豊富に有する機関・コンサルタント・NGO 等に再委託

して実施することを認める。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している業者の候補者名並びに再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

8. その他の留意事項

(1)複数年度契約

本業務は、年度に跨る契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度毎の精算は必要ない。

(2)調査用資機材の輸出管理

調査用資機材について、コンサルタントが輸出貿易管理令及び輸出に関するその他の法令により輸出申告書類として必要な許可書及び証明書の取得を要するか否かを確認し、JICAに対して所定様式により報告するものとする。

また、同資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

(3)機材管理上の留意点

本調査期間中の調査用資機材の管理は、コンサルタントが行い、調査終了時に JICA と協議し、カウンターパート機関に引き渡すものと JICA ミャンマー事務所で保管するものとに区分し、必要な手続きを行う。

調査用資機材についてはJICAに所有権があることから、所定様式に台帳記入し、JICAに提出すること。台帳記入に係る様式、問い合わせ先等については、JICAホームページ調達情報(お知らせ)を参照(「業務実施契約案件及びPROTECO案件に機材の調達を含む場合の対応について」)(http://www.jica.go.jp/announce/new_info/HP01-01.html)すること。

また、「受託団体向け機材調達ガイドライン」に則った調達を行い、調達機材については契約締結後に契約書(写)を添付のうえ、選定経緯、入札結果についてJICAに報告すること。

(4)安全管理

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICAミャンマー事務所、在ミャンマー日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるよう留意する。現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(5)不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドライン(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上